

西会津町観光プロモーション動画製作業務委託実施要項

1. 動画制作の目的

福島県外の方をターゲットに町内の登山ルート（高陽山、鳥屋山、竜ヶ岳）への誘客促進や地域の魅力発信を図るため、山岳経験が豊かな福島県ゆかりの著名人を起用したプロモーション動画を製作することを目的とする。

2. 業務概要

- (1) 委託業務名：西会津町観光プロモーション動画製作業務委託
- (2) 業務内容：別紙仕様書のとおり
- (3) 委託期間：契約締結日から令和8年3月16日（月）まで
- (4) 委託料（上限額）：6,770,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 実施方式

公募型プロポーザル方式

4. プロポーザルの日程等

期間等	項目
R7.4.23（水）	公募開始（ホームページ）
R7.4.23（水）～R7.5.9（金）	参加表明書等受付
R7.4.23（水）～R7.5.9（金）	質問書受付
R7.5.13（火）	質問書回答
R7.5.13（火）	参加資格結果通知
R7.5.13（火）～R7.5.20（火）	企画提案書等受付
R7.5.26（月）	1次審査（書類審査）結果通知
R7.5.30（金）	2次審査（プレゼンテーション審査）
R7.6.4（水）	受託候補者決定・結果通知

5. 参加資格等

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国又は地方公共団体の指名停止又は指名除外の措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）、会社法（平成17年法律第86号）の各法に基づく手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 実施にあたり、方針や運営内容について委託者と円滑な協議ができること。
- (5) 本プロポーザル及びその後の委託契約について、不正または不誠実な行為がないこと。

とを誓約できる者であること。

(6) 「西会津町観光プロモーション動画製作業務委託」と類似する業務を、国、地方公共団体等の公的機関から受注した実績があること。

(7) 福島県内に本社、支社又は営業所を有する法人であること。

6. 参加表明書等の提出

(1) 提出期限：令和7年4月23日（水）～5月9日（金）午後5時必着

(2) 提出書類：①参加表明書（様式第1号）

②宣誓書（様式第2号）

③参加申込者概要説明書（様式第3号）

④業務実績等提出書（任意様式）

- ・本業務と類似する実績に係る内容について記載すること。
- ・業務実績の詳細を示す資料等を添付してもよい。（任意様式）

(3) 提出方法：事前に電話連絡の上、提出先に電子メールにより提出すること。

(4) 提出先：〒969-4495

福島県耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙 3308

西会津町 商工観光課 ふるさとプロモーション係

電話番号：0241-45-2213

メール：tiiki@town.nishiaizu.fukushima.jp

7. 企画提案書等の提出

(1) 受付期間：令和7年5月13日（火）～5月20日（火）午後5時必着

(2) 提出書類：①企画提案書（任意様式）

- ・仕様書に基づく企画内容を記載すること。

②業務スケジュール（任意様式）

- ・仕様書に基づき、想定されるスケジュールを記載すること。

③見積書（任意様式）

- ・内訳を詳細に記載すること。※消費税込み

(3) 提出方法：持参の場合は5月20日（火）午後5時必着とする。

郵送の場合は5月20日（火）当日消印有効とする。

(4) 提出先：〒969-4495

福島県耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙 3308

西会津町 商工観光課 ふるさとプロモーション係

電話番号 0241-45-2213

(5) 提出部数：6部

8. 質問の受付及び回答

(1) 受付期間：令和7年4月23日（水）～5月9日（金）午後5時必着

(2) 質問方法：事前に電話連絡の上、提出先へ質問書（任意様式）をメールにより提出すること。

(3) 提出先：〒969-4495

福島県耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙 3308

西会津町 商工観光課 ふるさとプロモーション係

電話番号：0241-45-2213

メール：tiiki@town.nishiaizu.fukushima.jp

(4) 回答方法：西会津町ホームページにて公表

(<http://www.town.nishiaizu.fukushima.jp>)

(5) 回答日時：随時 最終回答 令和7年5月13日（火）午後5時

9. 受託候補者の選定

受託候補者の選定にあたっては、プロポーザル選定委員会が審査会を開催し、下記の「審査項目及び評価基準にしたがって、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価・採点し、審議の上選定する。

(1) 審査項目及び評価基準

審査項目		評価事項	評価点
提案内容	基本認識	業務の趣旨や目的、本町の特性や魅力を理解しているか。	10
	内容	全体のコンセプトや構成は、本町の魅力が十分伝わるものとなっているか。	10
		目的を達成するための効果的な動画であるか。また、本町の自然や食等、町の魅力を発信できる内容が提案されているか。	30
		事業効果を高める独自の企画提案・工夫がされているか。	10
		他と比較し、特に評価すべき点や、特に優れた内容が盛り込まれていること。	10
業務の実現性	業務体制	業務遂行能力を有し、提案内容を確実に履行できる業務実施体系が十分に構築可能を認められているか。	10
	業務実績	本業務と類似業務の受託実績があり、かつ有益な実績を有しているか。	5
	業務工程	業務スケジュールは適正であるか。	10
	見積価格	業務内容及び業務量に応じた適切な見積額となっているか。	5

(2) 1次審査（書類審査）

①提出された企画提案書等に基づき、実施要項に掲げる「審査項目及び評価基準」について審査を行い、各評価項目の合計得点の高い3者（参加者が3者を超えない場

合は、全ての参加者)を2次審査の対象とする。

②審査結果の通知については、令和7年5月13日(火)までに、1次審査を行った全ての参加者に対して、電子メール等で通知する。

(3) 2次審査(プレゼンテーション審査)

①1次審査を通過した者に対して、実施要項に掲げる「審査項目及び評価基準」についてプレゼンテーション審査を行い、各評価項目の合計得点の最も高い者を受託候補者とする。

②審査会の日程については、令和7年5月30日(金)とし、時刻及び会場は、1次審査を通過した者に対して個別に通知するものとし、詳細についてもその際に通知する。

(4) 選定結果通知

①参加申込書・企画書等を提出した者へ、令和7年6月4日(水)に文書等により通知するものとし、受託候補者を西会津町ホームページで公表する。

②選定に対する一切の問い合わせ及び異議には、一切応じないものとする。

10. 参加申込者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて、必要書類が提出された場合。
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合。
- (3) 見積金額が、提案限度額を超えている場合。
- (4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合。
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく審議に反する行為等、西会津町観光プロモーション動画製作業務委託 プロポーザル選定委員会委員長が失格であると認めた場合。

11. 業務委託契約の締結

本プロポーザルの審査結果に基づき、委託者は受託候補者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結するものとする。

ただし、受託候補者が、地方自治施行令第167条の4第1項又は第2項の規定するものに該当することとなった場合は、契約を締結しない。この場合、次に得点の高い者から順に交渉を行う。

12. 提出書類の取り扱い

提出書類の取り扱いは、次の各号によるものとする。

- (1) 提出書類の著作権は、参加申込者に帰属する。ただし、委託者が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (2) 提出書類は一切返却しない。

- (3) 企画提案書等の提出期限後（令和7年5月20日（火）午後5時）は、内容の修正及び変更を認めない。ただし、委託者から指示のあった場合は除く。
- (4) 提出書類は、受託候補者の選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。
- (5) 企画提案書の提出は1社につき1案とする。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、西会津町情報公開条例（平成11年12月24日条例第17号）の規定に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。

13. 留意事項

- (1) 本プロポーザルの応募に要する一切の費用は、参加申込者の負担とする。
- (2) 本業務を遂行するにあたり知り得た情報について、委託者の許可なくして外部にもらしてはならない。
- (3) 企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面（任意様式）により提出すること。
- (4) 企画提案者は公募型プロポーザル方式の実施後、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。